

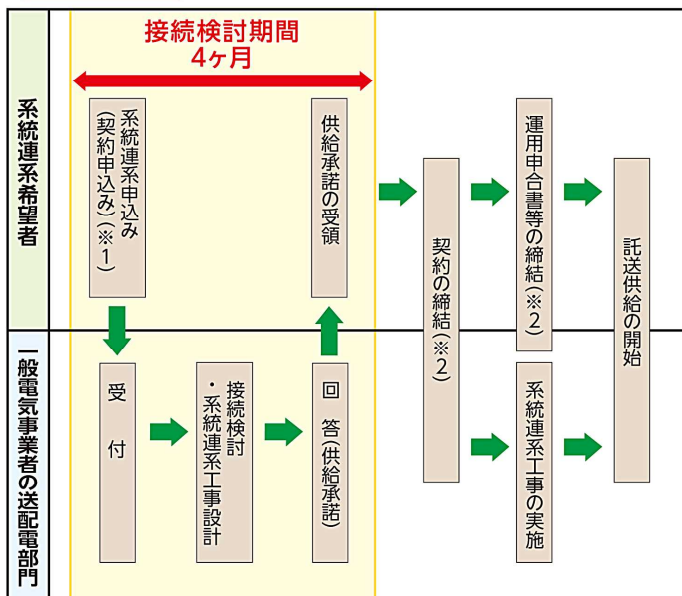
系統連系協議

関連用語

- 系統連系
- 分散型電源

分散型電源を系統連系するに当たっては、系統の電力品質(電圧・周波数等)や供給信頼度等の面で適切な運用を図る必要があります。そのため、電力会社(一般送配電事業者)と分散型電源設置者とが、技術協調を図るために事前に協議することを「系統連系協議」と言います。系統連系に求められる技術要件については、「系統連系規程(JEAC9701)」に記載されています。系統連系の手続きは下図の通りです。

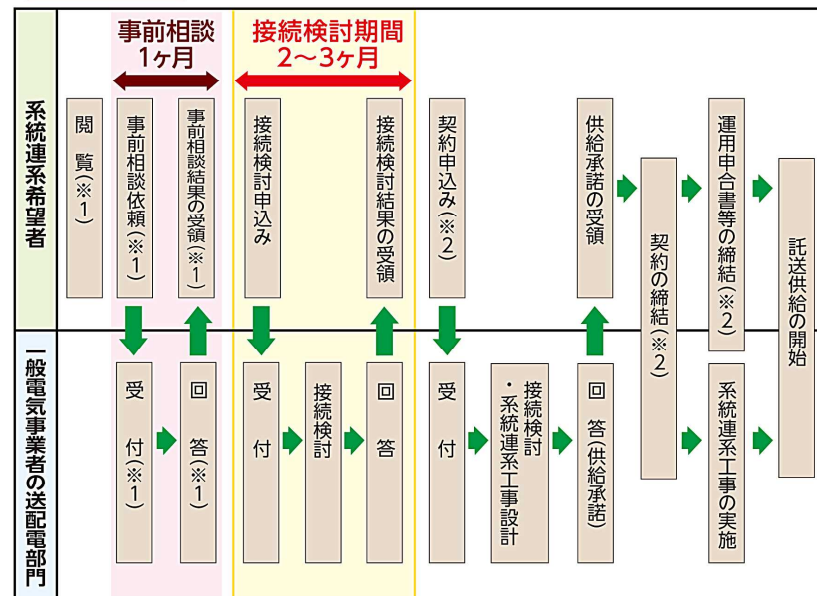
低圧連系



※1 低圧の系統連系においても、高圧(第6章 別紙6-1)同様、系統連系申込みの前に接続検討を行う場合がある。なお、この場合の検討期間は、「第3節 系統連系申込みに対する検討期間」と同様とする。

※2 系統連系希望者が一般電気事業者(送配電部門以外)の場合は、「契約の締結」は「系統連系計画の決定」、「運用申合書等の締結」は「系統運用に関わる社内規程等の適用」等にそれぞれ相当する。

高圧連系



※1 系統連系希望者の要請により実施する。

※2 系統連系希望者が一般電気事業者(送配電部門以外)の場合は、「契約申込み」は「系統連系申込み」、「契約の締結」は「系統連系計画の決定」、「運用申合書等の締結」は「系統運用に関わる社内規程等の適用」等にそれぞれ相当する。